

愛読者各位

令和2年2月

株式会社日本法令出版部

『改訂版 遺言相談標準ハンドブック』（令和元年9月10日初版）
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がありました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P319 上から6行目

【誤】「Yは本件遺言の利益を放棄することはできない」としYが本件不動産を相続しました。

【正】「Xは本件遺言の利益を放棄することはできない」としXが本件不動産を相続しました。

●P319 上から11行目

【誤】…Yが確定的に取得したことになるため。

【正】…Xが確定的に取得したことになるため。

以上